

本日のスケジュール

- ▶ 13 : 30 開会
- ▶ 13 : 35 事業説明①
- ▶ 14 : 50 質疑応答①
- ▶ 15 : 20 休憩
- ▶ 15 : 30 事業説明②
- ▶ 15 : 50 質疑応答②
- ▶ 16 : 30 閉会

伊佐市 新庁舎建設

基本設計（案）市民説明会

令和4年10月29日 13:30~16:30 大口元気こころ館
令和4年10月30日 13:30~16:30 菱刈環境改善センター

私たちが考える新しい庁舎のあるべき姿

新しい庁舎の建設は伊佐市にとって数十年に一度の大事業であり、**将来にわたって大きな影響をもたらす事業**となります。

庁舎として最低限求められるのは、様々な行政サービスの拠点として機能すること、また災害発生時には復旧・復興の拠点として機能することですが、数十年という長期的な視点にたつと、**今後大きく変化していく社会情勢や複雑なニーズに対応し得る柔軟性**も有していなければなりません。

そのため、新しい庁舎は単に行政サービス機能や防災・災害対策拠点という役割にとどまらず、**市民との協同や周辺の地域・施設との連携により新たな役割や機能を見出し、地域の持続性を高めていけるもの**とならなければならないと考えています・・・

お伝えしたいこと

“なぜ” 新しい庁舎が必要で、
“どのような” 庁舎をつくるのか。

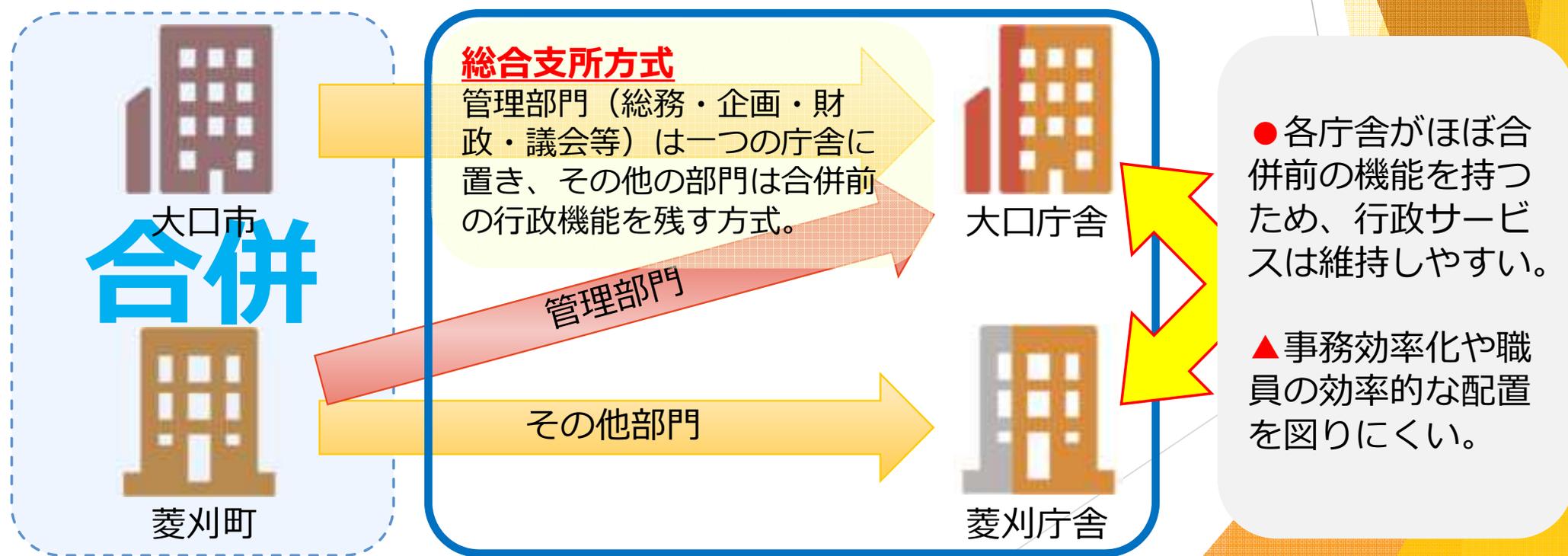
そのために、**“これまで”** どうしてきたか。

“なぜ” 庁舎をつくることにしたのか？

“なぜ” 新しい庁舎が必要で、
“どのような” 庁舎をつくるのか。
そのために、“これまで” どうしてきたか。

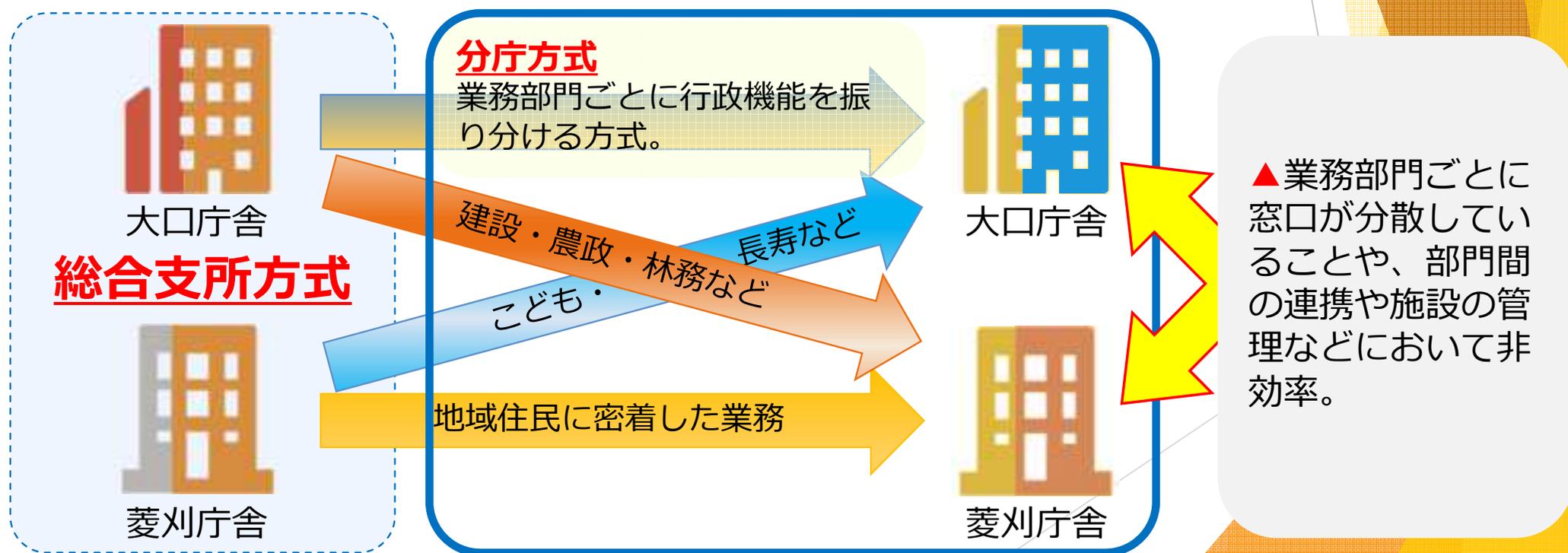
なぜ庁舎をつくることにしたのか？

- ▶ 「合併市町村基本計画（新市まちづくり計画）」では、『合併時は新庁舎を建設せず総合支所方式とし、新市において建設もしくは改修の是非を検討する。』とされています。



なぜ庁舎をつくることにしたのか？

- ▶ 合併後、事務効率化による人員削減や機構改革によって、地域住民に密着した業務を除き、各庁舎に行政機能を振り分けた『**分庁方式**』に近い形に伊佐市の体制が変化してきました。

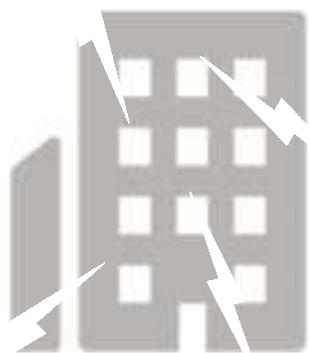


なぜ庁舎をつくることにしたのか？

- ▶ 基本構想時点で合併後10年を経過しており、現庁舎の状況や庁舎が果たす機能・サービスを考慮すると、新庁舎建設について検討しなければならない時期にあると判断しました。

①

施設の老朽化



②

行政サービスの
機能性と効率性



③

防災拠点としての
安全性・災害
対応の機能



これらから見えてくる現庁舎の課題は？

① 老朽化と維持管理

② 安全性と災害対応

③ 来庁者の利便性

④ 執務空間の効率性

⑤ 建設財源の確保

⑥ 機能集約の必要性

新庁舎の完成予定時期（令和8年5月ごろ）時点での現庁舎築年数

- ・ 大口庁舎（本館） 70年
- ・ 大口庁舎（別館） 49年
- ・ 菱刈庁舎 43年

“建替え”又は“大規模な改修”を要する時期にあります。（冷暖房・給排水等設備の維持、雨漏り対策や電源確保、照明設備の更新などが必要）

これらから見えてくる現庁舎の課題は？

①老朽化と維持管理

②安全性と災害対応



大規模停電が発生した大口庁舎

大規模地震が発生した際に、災害対策の拠点としての機能を失い、また行政として業務を続けることができなくなる恐れがあります。



これらから見えてくる現庁舎の課題は？

①老朽化と維持管理

②安全性と災害対応

③来庁者の利便性

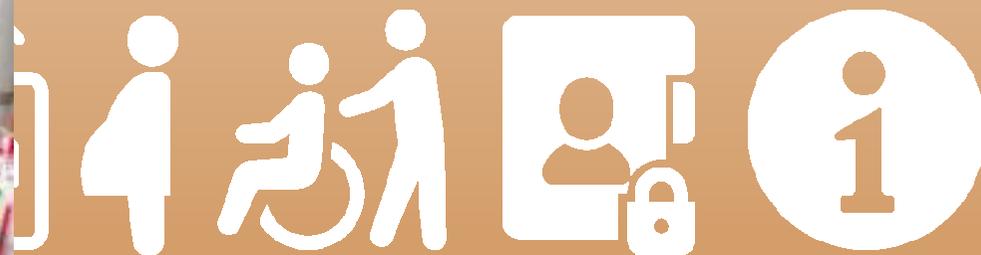
用件によっては庁舎間の移動をお願いしなければならず、また通路は狭い えエレベーター等もなく、相談スペースの確保、プライバシーへの配慮も十分でないなど、だれもが快適に使いやすい環境とはいえません。



プライバシーの確保に問題



狭い通路



これらから見えてくる現庁舎の課題は？



④ 執務空間の効率性



来庁者の通路などの狭さなどに加え、事務や収納のスペースも十分ではありません。また、多様化・複雑化する行政サービスに柔軟に対応するための“組織変更”や“事務の効率化”において、現庁舎のように“機能が分散していること”は望ましくないと考えています。事務における庁舎間の移動についてもロスが多い状況にあります。

これらから見えてくる現庁舎の課題は？

- ①老朽化と維持管理
- ②安全性と災害対応
- ③来庁者の利便性
- ④執務空間の効率性
- ⑤建設財源の確保**
- ⑥機能集約の必要性

通常、庁舎建設には国の財源措置はありませんが、伊佐市は市町村合併の特例として“合併推進債”という国の財政支援がある借入をすることができます。
ただし、令和5年度までに実施設計に着手することが条件であり、これを過ぎると、独自に資金を積み立てたり、別の借入をするなどして庁舎の建替え等をしなければなりません。

これらから見えてくる現庁舎の課題は？

①老朽化と維持管理

②安全性と災害対応

③来庁者の利便性

④執務空間の効率性

⑤建設財源の確保

⑥機能集約の必要性

市役所の機能が複数の事務所に分散しているため、利用者の利便性はもちろん、行政サービスを提供するうえでも、日常業務や、災害時などの危機管理の面において、効率的でない状態が続いています。

“どのような” 庁舎をつくるのか？

“なぜ” 新しい庁舎が必要で、
“どのような” 庁舎をつくるのか。
そのために、“これまで” どうしてきたか。

どのような庁舎をつくるのか？

～新庁舎建設の基本方針～

- ① 誰もが立ち寄りやすい市民に開かれた庁舎
- ② 利用者へのサービス向上と効率的な行政経営を実現する庁舎
- ③ 防災・災害対策拠点としての機能を発揮できる庁舎
- ④ 環境負荷の少ない経済性の高い庁舎
- ⑤ まちづくりとして有機的な働きをもたらす庁舎

基本計画の位置づけ

『まちづくりの視点』

地域の拠点形成を図り、暮らしやすさや活性化に寄与する

【伊佐市新庁舎建設基本計画】

新庁舎建設に向けた基本的な考え方を整理し、基本設計・実施設計に反映すべき事項等に関する方針を示す

『公共施設マネジメントの視点』

新庁舎だけでなく、周辺の公共施設等の配置も含めた総合的な費用圧縮等を検討する

『庁舎建設の視点』

周辺施設との複合化に向けた諸条件への対応や、市民と職員にとって使いやすい空間・動線を確保する

【伊佐市新庁舎建設基本構想】

平成31年3月に策定

整備目標について

- ▶ 大口ふれあいセンター周辺（中央公園側）の**立地状況や近接する施設との複合的な利用における配慮事項を整理**し、また基本構想で示された**“5つの基本方針”**をもとに**市民ワークショップや職員ワークショップ・アンケートを実施**し、そこでの意見を踏まえ整備目標を定めました。

みんなで時間を共有し、賑わいを育む 伊佐市のシンボルとしての新庁舎の整備

市民も職員も、みんなが時間を共有することのできる新庁舎を整備します。また、市民に愛されてきた大口ふれあいセンターと新庁舎との複合化により、新たな賑わいを育む拠点となる、伊佐市の新たなシンボルとしての新庁舎を目指します。

導入機能の具体的な方針について

伊佐市のシンボルとしての新庁舎の整備
みんなで時間を共有し、賑わいを育む

①誰もが立ち寄りやすい市民に開かれた庁舎

- 市民に開かれた親しまれる庁舎
- アクセス利便性の高い庁舎
- ユニバーサルデザインに配慮した庁舎
- 市民に信頼される開かれた議会としての空間

②利用者へのサービス向上と効率的な行政経営を実現する庁舎

- 分かりやすく利用しやすい庁舎
- だれもが分かりやすい情報を受け取ることのできる庁舎
- 効率的・効果的で柔軟性の高い執務空間

③防災・災害対策拠点としての機能を発揮できる庁舎

- 耐震性能を有し安全性の高い庁舎
- 防災・災害対策の拠点となる庁舎

④環境負荷の少ない経済性の高い庁舎

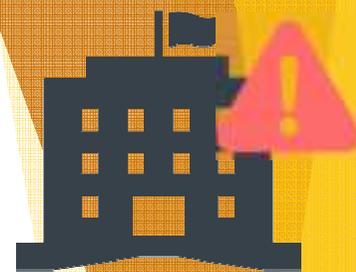
- 地球環境にやさしい庁舎

⑤まちづくりとして有機的な働きをもたらす庁舎

- まちづくりの拠点となる庁舎
- 地域経済効果への貢献
- 市民参加型の施設運営

複合的な利用検討の必要性

- ▶ 『公共施設等総合管理計画』において、維持管理・更新費用の抑制や保有総量の縮減に向け、**新設については集約・複合化により施設の利用度や効率性を高める**こととしており、また**既存施設については統廃合や複合化等の可能性について検討する**こととしています。
- ▶ 大口ふれあいセンターについては、現在既に**老朽化による不具合や、法に基づく定期点検において指摘を受けている箇所が複数存在**しており、建物の一定の節目ともいえる築後30年を迎えているため、近い将来、“**比較的大規模な改修**”が見込まれます。

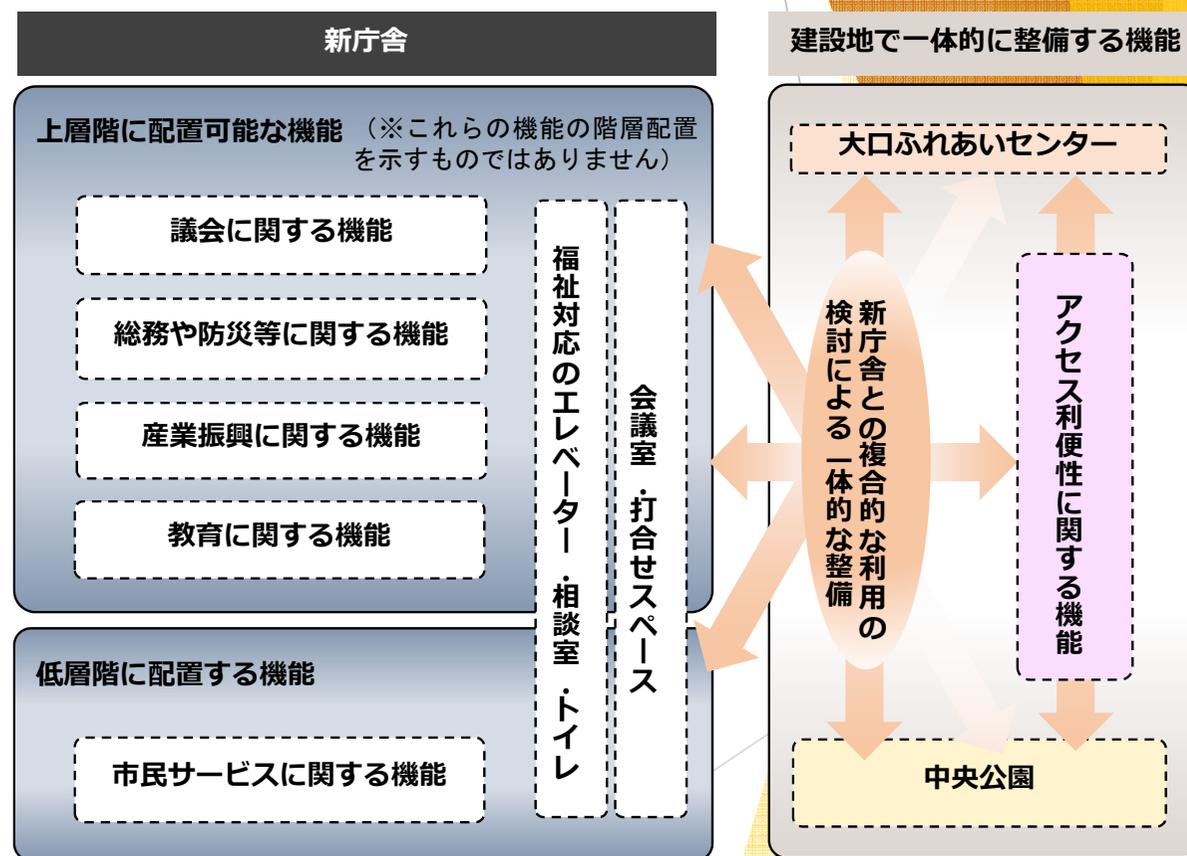


近い将来比較的大規模な改修などが必要



複合的な利用の検討による一体的な整備

- ▶ 市民ワークショップや職員ワークショップでの意見を踏まえ、『大口ふれあいセンター』『中央公園』『アクセス利便性に関する機能（駐車場・駐輪場など）』については、複合的な利用の検討により建設地で一体的に整備すべきと整理しました。



複合的な利用の検討による一体的な整備

- ▶ 複合的な利用には、一部機能の共有（会議室など諸室の共有）から施設の建替えによる一部複合化までその**手法は様々で、コストにも大きな差**があります。
- ▶ 設計段階においては大口ふれあいセンターの**一部減築の可能性や、機能再編も含めた大規模な改修の可能性についてもコストと合わせて検討**してきました。



ふれあいセンターについて

2) 老朽化等の状況

大口ふれあいセンターは、平成29年11月に建築物等に係る定期点検(建築基準法第12条に基づく点検)が実施されており、劣化箇所について取組を受けています。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」及び「鹿児島県議会のまちづくり条例」による現在の安全基準を満たしていない状況も受けられます。その劣化箇所と安全基準の適合状況例は以下のとおりです。

■定期点検で指摘された劣化箇所

箇所	劣化内容
1階外階段	・階段部の庇裏タイルの剥離損傷
2階外階段	・階段手摺りの腐蝕とタイルの剥離損傷 ・階段部の庇裏タイルの剥離損傷 ・外壁面照所器具の劣化損傷
3階外階段	・階段部の庇裏タイルの剥離損傷
4階外階段	・手摺設置等ので損
屋上	・屋上排水溝の維持保全ので損(排水溝+ドレン周りの雑草やゴミが排水排水を妨げ漏水の可能性がある) ・建築物の外部に固定された照所器具の劣化損傷(パナソニック*立上り部分の壁に設置された照所器具が劣化損傷し、壁面から漏水の可能性がある)

■安全基準の適合状況例 (赤字箇所は基準に満たしていない箇所)

箇所	内容	検出法、条約号	
多目的トイレ	・ 扉の形状・開放幅 引き戸 97cm ・ 水栓器具 (オストメイト対応が望ましい)	バリアフリー新法	
1階入口部	スコープ	・ 長さ 280cm×幅 100cm ・ 勾配 14% (基準は9%)	鹿児島県議会のまちづくり条例
	入口階段	・ 踏み面 30cm ・ 手摺の高さ 80cm ・ 幅 110cm (基準は100cm)	
北側エレベーター	・ 13人乗り ・ 内寸 130cm×180cm ・ 操作盤(内外部) 床高 110cm ・ 手摺 床から 100cm ・ 扉開放幅 90cm (基準は90cm)		



新庁舎基本計画より抜粋
大口ふれあいセンター老朽化の状況

“これまで” どのようなことをしてきたか？

“なぜ” 新しい庁舎が必要で、
“どのような” 庁舎をつくるのか。
そのために、“これまで” どうしてきたか。

新庁舎建設のこれまで



新庁舎建設のこれまで

平成30年度

令和元年度

令和2年度

令和3年度

基本構想

基本計画

基本設計



<検討委員会の様子>

新庁舎建設検討委員会

- 校区コミュニティ協議会など市内各団体の代表者や市議会議員、学識経験者の12名で構成された委員会。
- 平成29年3月から平成30年11月にわたり計9回の委員会を開催し“基本構想の素案”及び“建設候補地”について審議され、答申をいただきました。
- 令和元年8月から令和2年2月にわたり計5回の委員会を開催し“基本計画（案）”について審議され、答申をいただきました。



<小山委員長から市長へ答申>



新庁舎建設のこれまで



パブリックコメント（意見公募）

●市報などで実施を案内し、財政課・市民課（大口庁舎）、地域総務課（菱刈庁舎）、大口ふれあいセンター窓口、まごし館窓口、市ホームページにおいて内容を公表し、**市民の皆様**からご意見を募集しました。

➤基本構想に関する意見公募結果

期間：平成30年12月4日から
平成31年1月10日（38日間）
提出数：**19通**（郵送1通、FAX1通、
メール10通、持参7通）
意見数：**77件**

➤基本計画に関する意見公募結果

期間：令和2年1月20日から
令和2年2月18日（30日間）
提出数：**13通**（FAX1通、メール3通、
持参9通）
意見数：**70件**

新庁舎建設のこれまで



市民ワークショップ

●新庁舎建設に向けて、市民の皆さんが自由に意見を交換し、アイデアや提案を出し合いました。

➤ 第1回 こんな地区拠点にしたい

- ・新庁舎建設についての説明
- ・大口ふれあいセンター周辺のまちあるき
- ・ワークショップ
“よいところ”と“気になるところ”
“どんな場所になったらいいか（期待）”



<まちあるきの様子>



<ワークショップの様子>



<発表の様子>

新庁舎建設のこれまで



市民ワークショップ

●新庁舎建設に向けて、市民の皆さんが自由に意見を交換し、アイデアや提案を出し合いました。

➤ 第2回 こんな施設（庁舎）にしたい

- ・ワークショップー1
新庁舎（複合施設）に必要な機能を考える
- ・ワークショップー2
その機能の目的と優先順位を考える



<発表の様子>



<ワークショップの様子>



<発表の様子>

新庁舎建設のこれまで



<ワークショップの様子>



<発表の様子>



<まとめの様子>

市民ワークショップ

●新庁舎建設に向けて、市民の皆さんが自由に意見を交換し、アイデアや提案を出し合いました。

➤ 第3回 こんな施設配置にしたい

- ・ワークショップー1
新庁舎（複合施設）の配置を考える
- ・ワークショップー2
新庁舎（複合施設）の空間を考える

新庁舎建設のこれまで



市民ワークショップ

●新庁舎建設に向けて、市民の皆さんが自由に意見を交換し、アイデアや提案を出し合いました。

➤第4回 こんな施設の使い方をする

- ・鹿児島大学の学生によるプレゼンテーション
- ・新庁舎（複合施設）の多様な使い方を考える



<ワークショップの様子>



<使い方がいいね！投票の様子>



<学生プレゼンテーションの様子>



<発表の様子>

新庁舎建設のこれまで

平成30年度

令和元年度

令和2

基本構想

基本計画



鹿児島大学との取組み

●伊佐市と鹿児島大学による包括連携協定の取組みのひとつとして、伊佐市の**新庁舎建設地周辺の公共空間とまちづくり**を工学部建築学科の演習課題としていただきました。

●建設地周辺のまちあるきや市民ワークショップにも参加して、**市民の方々との意見交換をするなどし、建築を学ぶ学生の視点**で3か月間演習に取り組んだ成果を2週間にわたり大口ふれあいセンターに展示しました。



新庁舎建設のこれまで

平成30年度

令和元年度

令和2年度

令和3年度

基本構想

基本計画

職員ワークショップ

●職員目線での意見、意向を出し合い、各課の目線、専門的な視点から基本計画の内容を確認

➤第1回 新庁舎のあり方について

・「職員の働きやすさ」「市民の利用のしやすさ」の向上のために必要な機能

・新庁舎（複合施設）の使い方イメージ

➤第2回 新庁舎の配置について

・新庁舎（複合施設）の配置を考える

・新庁舎（複合施設）の空間を考える

➤第3回 基本計画素案のたたき台の確認



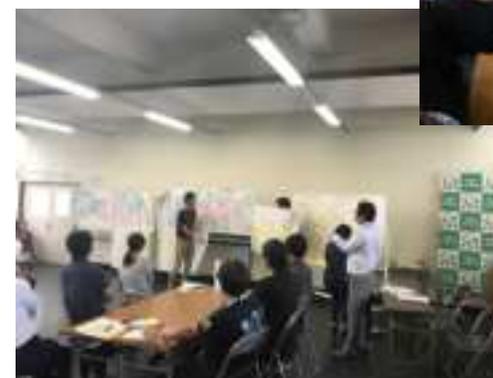
<ワークショップの様子>



<ワークショップの様子>



<ワークショップの様子>



<発表の様子>

基本計画までを簡単におさらい

検討開始

- 合併後10年を経過し、施設の老朽化や機能低下の懸念などを背景に**新庁舎を建設すべきと判断**。

基本構想

- 現庁舎の課題整理したうえで**基本的な考え方**を示し、**規模・事業費の想定**や**導入機能を検討**。諮問委員会の答申を受け、**計画地についても選定**。

基本計画

- 計画地での新庁舎の在り方を検討し、**整備目標から具体的な方針**まで示した。**近接する他公共施設との複合的な利用と一体的な整備**がポイント。

これまでも、**検討委員会や市民ワークショップ、職員ワークショップ、鹿児島大学との連携**など、**多くの人たち**に携わっていただきました。

設計業者の選定

▶ 伊佐市新庁舎建設設計業務委託事業者選定等委員会

適正かつ公平に受注候補者を決定するため、及び業務管理に対する支援を行うために、副市長をはじめとする市職員3名、建築の知見を有する県職員1名、学識経験を有する大学の先生方4名の**計8名で組織**しました。

▶ 設計業者

シーラカンズアンドアソシエイツ・D a i 建築DESIGN
共同企業体

新庁舎の規模

【基本構想・基本計画】

○延床面積

面積算定基準	算定面積
① 総務省「起債許可標準面積算定基準」による算定	8,330m ²
② 国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」による算定	7,259m ²
③ 近隣自治体の事例を参考とした算定	8,015m ²
④ 現在使用している庁舎等の合計延床面積	7,964m ²

以上の算定結果を基に**新庁舎の延床面積を概ね8,000m²**と想定します。
なお、詳細については、基本設計等により再度精査することとなります。

○概算事業費

近年における近隣自治体の庁舎建設事例では1m²当たりの本体工事費の平均単価は、消費税率の引上げを考慮すると、40万6千円となります。

そのため、庁舎建設の議論を進めていくために、あくまでも現時点での想定として事業費を試算すると、**庁舎本体の建築費を32.5億円**、その他経費を含め、総事業費を40億円前後と見込みます。

新庁舎の規模

【基本計画】

○延床面積

新庁舎に必要な規模に関しては、基本構想で検討した新庁舎の延床面積である「概ね8,000㎡」を基本としながら計画することとします。

ただし、延床面積の削減は、新庁舎の建設費用や維持管理に必要な費用の削減を図ることにつながるため、新庁舎の執務空間や会議室等の機能を建設地内の大口ふれあいセンターに一部機能移転することや菱刈庁舎などの既存施設を活用すること等により新庁舎の床面積の削減を検討します。

【広報いさ（令和2年10月1日）】



Q. 延床面積 8,000 ㎡の広さになるって本当かしら？

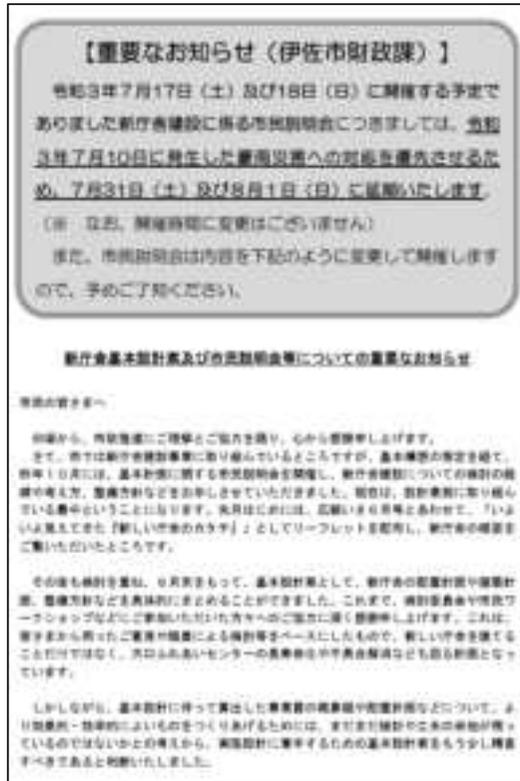
A. 「8,000 ㎡」はあくまでも庁舎に必要な延床面積の目安です。

Q. じゃあ、目安どおりに 8,000 ㎡の広さの建物をつくるってこと？

A. いいえ、目安を定めたうえで、建設費用を抑えるために面積を減らす工夫も検討します。例えば、大口ふれあいセンターの会議室や空いているスペースを市役所としても使うなどの工夫をすれば、新たにつくる庁舎の面積を減らすことができますよね。

新庁舎の規模

【配布チラシ（令和3年7月15日）】



設計を延長し、さらなる 検討や工夫を重ねた結果



建物概要（新築部分）

主要用途	事務所（庁舎）
構造	鉄骨造 制振構造
規模	地上4階
建築面積	2,985 m ²
延床面積	6,291 m ²

アトリウムや展示ギャラリー部分を継承するエリアも含む

【基本設計説明書】

（令和4年10月）

新庁舎の規模

【基本構想】

○概算事業費

事業費は現時点での目安とするものであって、場所や規模、構造や設備などの条件によるほか、税制改正による消費税率の引上げ、資材価格の高騰や今後の社会経済情勢の変化などにより変動します。

昨今の資材や人件費の高騰、社会経済情勢の変化などによる事業費の上昇



延床面積の縮減によって、建築費も縮減される効果があったが、その効果が見えにくい

新庁舎の規模

【基本設計説明書】 **概算事業費**

庁舎建築費	32.5 億円
外構等その他経費	9.3 億円
合計	41.8 億円

○延床面積縮減による効果

○建築費（1㎡当たりの単価）

基本構想・基本計画・・・40万6千円
 基本設計・・・51万7千円

資材や人件費の高騰による影響などで上昇



○1㎡当たりの単価を51万7千円とした場合

8,000㎡（構想・計画）×51万7千円＝41億3,600万円
 6,291㎡（基本設計）×51万7千円＝32億5,200万円

面積縮減で下降



約8億8千万円程度の縮減効果

財源計画

【基本設計説明書】 財源計画

特定公有財産取得基金	19.8 億円
合併推進債	22.0 億円
合計	41.8 億円

○特定公有財産取得基金

一時的に多額の一般財源を必要とする公有財産の取得の費用に充てるために積み立てているもの。現在は、庁舎建設を主な目的とし、毎年1億5千万円を積み立てている。

○合併推進債

建設に係る事業費の90%の範囲内で資金を借り入れることができ、後年度にその償還額の40%が地方交付税措置として交付される。建設費用の約1/3強について国の財政支援があるという計算になる。

ふれあいセンター改修・公園整備

【基本設計説明書】 【参考】 並行して実施する事業の概算事業費

ふれあいセンター改修	15.2 億円
中央公園（南側）整備	1.1 億円

○ふれあいセンター改修

公共建築物個別施設計画（アスベスト除去を含む）・・・11億2,000万円
 資材や人件費の高騰などを考慮すると・・・13億6,000万円

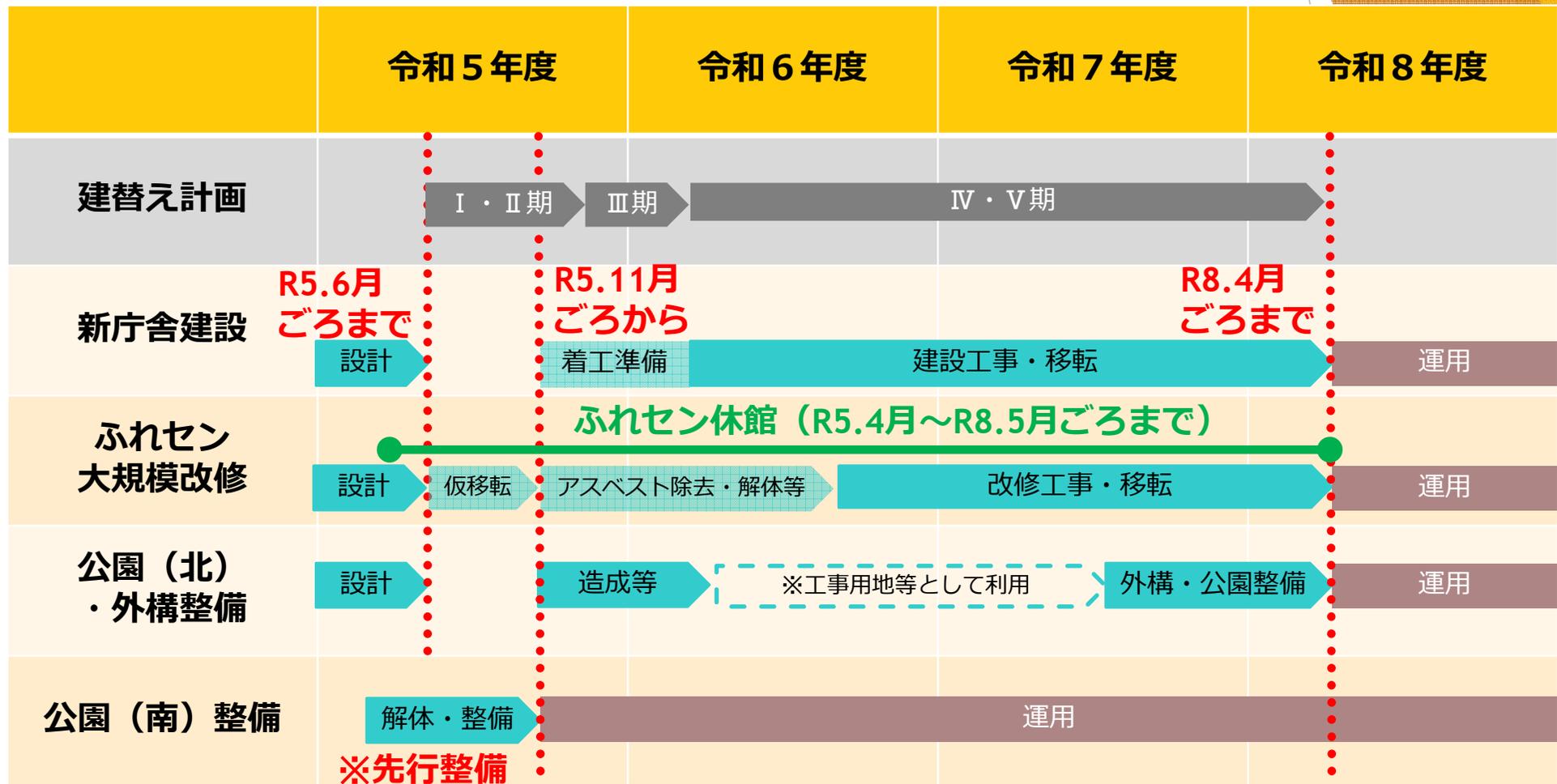
上昇

ふれあいセンターは長寿命化を図ったうえで、さらに、耐震性能や省エネ性能などの向上も図る

基本設計では、上記とアトリウム解体費用まで計上し、**15億2,000万円**を見込む（庁舎建設事業の縮減分で賄う）

ふれあいセンターの改修や公園整備の財源は、公共施設等適正管理推進事業債や社会資本整備総合交付金などの活用を想定

今後のスケジュール（※予定）



菱刈庁舎で取り扱う事務手続きについて

1. 目的

大口庁舎の新庁舎建設を機に、菱刈庁舎で取り扱う事務手続きに関し、住民サービスの低下を招くことがないよう整理することを目的としています。

2. 基本的な考え方

現在、菱刈・大口の両庁舎で同じ取扱いをしている市民生活に関係した手続きは、新庁舎建設後の菱刈庁舎において継続して行います。

また現在、大口庁舎のみで行っている市民生活に関係した手続きについても、必要とされる執務環境や配置される職員数等を考慮しながら、菱刈庁舎でも行えるよう検討を行っています。

3. 取り扱う手続きの対応方針に伴う実現方法

新たな機器やシステム等の配置が必要となる手続きの実現方法については、新庁舎の執務環境整備及び実施設計の作業と並行して検討を進めます。

- ① 大口庁舎・菱刈庁舎において同じ執務環境を整備
- ② 必要に応じて庁舎間の職員連携を可能とするオンライン通信環境を整備

4. 菱刈庁舎で取り扱う業務イメージ

<p>= 市民生活に関する手続き =</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 戸籍・住民票・年金関係 ② 医療保険・健康増進関係 ③ 市税関係 ④ 子育て支援関係 ⑤ 高齢者支援関係 ⑥ 社会支援・障がい者支援関係 ⑦ 水道・農業集落排水関係 ⑧ 公営住宅関係 ⑨ 環境衛生関係 ⑩ その他市民生活に関する手続き 	<p>= 菱刈地区に関する手続き =</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市営浴場運営 ② 湯之尾地区地盤沈下関係 ③ 菱刈泉熱開発関係 ④ 防災行政無線の管理放送 ⑤ その他菱刈地区に関する業務
	<p>= 教育委員会に関する手続き =</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育委員会・施設関係 ② 学校教育関係 ③ 社会教育関係 ④ 文化スポーツ関係

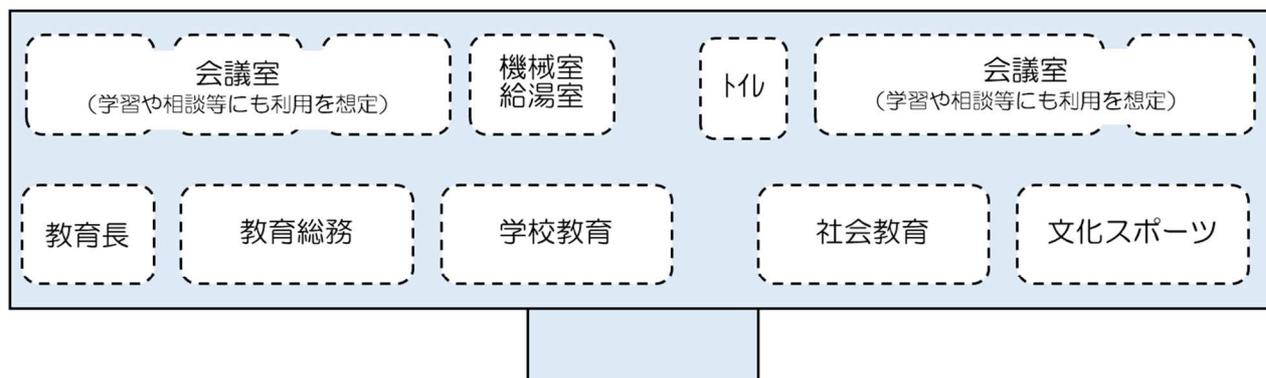
※ 現状での案となります。今後の検討により一部変更となる場合もあります。

5. 庁舎での業務配置イメージ

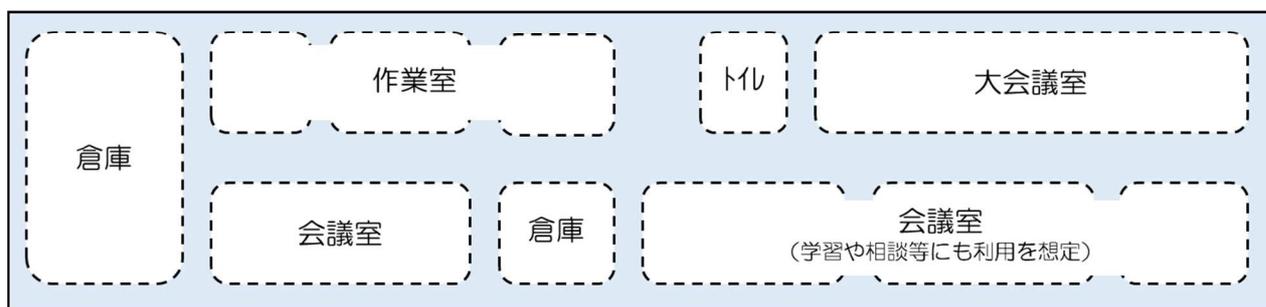
（菱刈庁舎1階）



（菱刈庁舎2階）



（菱刈庁舎3階）



※ 現状での案となります。今後の検討により一部変更となる場合もあります。

【お問合せ先】
 伊佐市役所 財政課・企画政策課
 〒895-2511 伊佐市大口里 1888 番地
 電話：0995-23-1311（内線 1141）
 F a x：0995-22-5344 E-mail: gyoukaku@city.isa.lg.jp